

東京都・埼玉県・千葉県・大阪府の紛争事例から

(平成十二年度分)

千葉県・大阪府の紛争事例から

相談内容

♣ 業者媒介、解決結果等

本号では、東京都、埼玉県、千葉県、大阪府の四都府県からお送りいただいた、平成一二年度の紛争相談票を要約して掲載いたします。

相談件数から見ると、今回も、売買、賃貸とも、業者の「重要事項説明の誤り」から生じる紛争のウエートが最も高くなっています。売買については、長引く景気の停滞を反映してか、「契約解除」をめぐる紛争がこれに次ぎ、また、「不当な契約勧誘」に関する紛争も増加してきています。賃貸では、例年「重要事項説明の誤り」に次いで高いウエートを占める、「預り金等の返還」をめぐる紛争が減少していることが注目されます。

以下に要約された内容を、不動産取引に関する紛争相談等に携わっておられる皆様にご一読いただき、ご参考にしていただければ幸いです。

東京都

一 売買に関するもの

1 預り金等の返還

ず、申込金の返還を拒否された。

♣ 事情聴取してみると、媒介業者は、申立人の依頼で値引交渉をし、決済の準備も進めており、売主も二〇日の引渡し日までに家具等の処分をしていたのに、直前になつて撤回を申し入れてきたので、すぐには返還できないとのことであつたが、八月三日に申込金を返還した。文書勧告とした。

2 業者媒介

♣ 平成一二年五月一二日、業者の媒介で、神奈川県湯河原町の中古マンションを購入しようと、買付証明書を媒介業者宛に提出し、申込金として一〇〇万円を支払った。契約前の、一五日に申込みの撤回を行つたにもかかわらずも返金されない。

3 業者売主

♣ 平成一二年四月、売主業者から、千葉県御宿町の田畠を六八〇万円で購入しようと、一日に売買予約の協定書を取り交わし、七日に申込証拠金一〇〇万円を振り込んだ。五月二〇日にキャンセルの申入れをし、六月一五日までに返金する約束だつたが、二〇日になつても返金されない。

♣調査してみると、登記簿上の地目が田、畑でありながら農地転用の許可前に広告を行い、協定書に基づく買主からの申込金一〇〇万円の返還請求に対し、七月二三日に五〇万円、八月一六日に五〇万円と、その返還を不當に遅延した。他の案件(15、21)と併せ、四ヶ月間の全部業務停止処分とした。

2 不当な契約勧誘

業者媒介

○平成八年一二月、業者の媒介で、埼玉県三郷市の田畠を、四、〇五〇万円で購入する契約を締結し、手付金五〇〇万円を支払った。しかし、登記名義人である真の所有者には売却の意思はなく、売主は所有権の移転が不可能であるにもかかわらず、業者は作成した契約書を作成した。手付金の返還を求めたが返還されない。

♣調査してみると、契約時までに重要事項説明書が交付されておらず、真の所有者でない者との間で売買の媒介業務を行い、買主に手付金五〇〇万円の損害を与えた。二ヵ月間の全部業務停止処分とした。

4

業者媒介

♣平成一一年一〇月、業者の媒介で、横浜市内のマンションを二、九〇〇万円で購入しようとしたが、ローンの申込みに際し、偽造の給与証明書を発行される等不審な点が多い。

♣調査してみると、媒介業者は、買主の給与証明書を偽造し、その証明書を基に買主に修正申告をさせ、それによって得られた課税証明書及び偽造の給与証明書をもつて融資の申し込みをさせた。二〇日間の全部業務停止処分とした。

5

業者売主

○平成一一年一二月、業者の媒介により、埼玉県三郷市との間で、土地三、五八〇万円、建物一、六〇〇万円とする建築条件付土地売買契約を締結した。平成一二年三月末になり、建築確認が取れたので土地建物の売買契約に差し替えたいとのことで、四月三日付で差し替えた。その後、資金不足のため手付放棄により内容証明郵便にて解除を申し入れたところ、手付解除期限(四月一五日)を過ぎているので、違約金を支払えとの通知書が来た。

6

業者売主

♣平成一二年九月、売主業者からワンルームマンションの勧誘の電話や訪問が毎日のようになり、仕方なく契約してしまった。購入する意思は全くないので、何とかして欲しい。

♣事情聴取してみると、売主業者は、九月一四日の午後七時から午後九時の間、一五日午後五時から午後一時三〇分の間、訪問して勧誘した。これらは、長時間の勧誘その他私生活の平穏を害するような方法によりその者を困惑させる行為である。文書勧告とした。

7

業者売主

♣平成一二年二月、申立人所有の土地を売却してくれるのことであったので、契約書に署

♣調査してみると、業者売主である場合の買主の解除権を制限して手付解除期限を定めた契約をし、買主の手付解除の申出に対し、解約の申出は何ら効力のないものである旨の通知書により解除を妨げた。また、土地売買契約と建築請負契約を同日締結し、建築確認許可の後、土地建物売買契約に変更した。売主業者を文書勧告、媒介業者を口頭勧告とした。

名をしたが、こちらの高齢七四歳に乗じたのか、後日よく見ると、業者の所有する栃木県那須郡の土地を六八〇万円で貰わされていた。

♣ 調査してみると、業者売主、申立人買主として、売買契約を締結していた。四ヶ月間の全部業務停止処分とした。

9

業者媒介

♣ 平成二一年一月、業者の媒介で、土地を三、八六〇万円で購入し、その後請負契約で建物を建設しようとしたところ、契約時の説明では、水道は公営で工事や費用負担はないとのことであったのに、実際には五〇m先の本管から引き込まなければならず、費用も一〇〇万円以上かかることがわかつた。

♣ 事情聴取してみると、媒介業者は、重要事項説明書に記載していないことを認め、引込み費用の一部の三〇万円を支払った。口頭勧告とした。

10

業者媒介

♣ 平成二年三月、業者の媒介で、中古戸建住宅を二、一〇〇万円で購入した。契約時には本下水（公共の処理施設）との説明であったが、実際には浄化槽であった。

♣ 事情聴取してみると、媒介業者は、売主の物の売買において、手付金等の保全措置を講じないまま、売買代金の五%を超える金錢を受領していた。一ヶ月間の全部業務停止処分とした。

(2) 上下水道・電気・ガス

8

重要事項説明の誤り

(1) 建築（再建築）不可・物件

売主業者

♣ 平成五年一二月、売主業者から新築戸建住宅を三、四〇〇万円で購入したが、重要事項説明において、接道義務違反で再建築不可の説明を受けなかつた。

♣ 調査してみると、連棟式の建物として建築確認を受け、実際には三棟として販売しており、接道不適合で再建築不可である説明をしていない。また、別件においても、未完成建

物の売買において、手付金等の保全措置を講じないまま、売買代金の五%を超える金錢を受領していった。一ヶ月間の全部業務停止処分とした。

11

業者売主

♣ 平成一〇年八月、売主業者から、静岡県内の土地を一、〇〇〇万円で購入した。即建築可という広告だったが、他の建物の排水管が通つていて、建築工事ができない。

♣ 調査してみると、重要事項説明書に、電気・ガス・排水の施設の整備状況、建築基準法その他の法令の制限の概要、代金以外に授受される金額の額及び目的、手付金等の保全措置の概要の記載がない。また、保全措置を講じないまま売買代金の一〇%を超える金錢を受領しており、契約時に申込証拠金として二万円を受領し、その翌日、手付金として二〇〇万円を受領する信用の供与により契約を締結した。一ヶ月間の全部業務停止処分とした。

12

(3) その他

業者売主

♣ 平成一一年八月、売主業者から、賃借人付告知内容を鵜呑みにして、本下水は前面道路に整備されていたが、実際には浄化槽であることを調査しなかつた。一五万円の和解金を支払い解決した。文書勧告とした。

あれば購入しなかつた。現在は賃借人は夜逃げして二〇〇万円以上の原状回復費用がかかるので、買い戻して欲しい。

♣事情聴取してみると、売主業者は、賃借人が内部立入りを拒否したため確認できなかつたとのことで、調査不足を認め、平成一二年一〇月には買い戻した。多数の猫の飼育による過度の悪臭という購入意思を左右するような重大な欠陥について説明がなく、取引の公正を害した。指示処分とした。

13

業者売主

♧平成一二年八月、業者の媒介で、売主業者から、新築戸建住宅を四、六四〇万円で購入した。引渡し後、電波障害のある地域であることがわかつたが、契約時には売主業者、媒介業者のいすれからも説明はなかつた。

♣調査してみると、売主業者から、千葉県鴨川市の中古マンションを購入したが、不審な点が多い。

♧調査してみると、重要事項説明書に、建築基準法の制限に関する事項と、手付金の授受にもかかわらず代金以外に授受される金銭の記載がない。売買契約書に引渡し時期の記載がない。保全措置なしに代金の二割相当の手付金を受領し、前所有者の管理費の滞納を故意に告げなかつた。他の案件(2)、(21)と併せ四ヵ月間の全部業務停止処分とした。

14

業者媒介

○平成一二年四月、業者の媒介で、借地権付建物を一、八二〇万円で購入し、保証金一、七

4 契約解除

○〇万円を支払つた。広告における個々の部屋の広さが、実際とは違うので、代金の減額請求をしたい。

♣調査してみると、広告において面積を多めに記載したことを認めたが、実際の面積は登記簿上の面積とは違わなかつた。口頭勧告とした。

15

業者媒介

♧平成一一年一〇月、売主業者から、千葉県鴨川市の中古マンションを購入したが、不審な点が多い。

♣調査してみると、本物件を含め三物件の売買について、専属専任媒介契約を締結したが、自ら売主として転売することを考え、指定流通機構に登録せず、業務処理報告もしなかつた。文書勧告とした。

17

業者売主

♧平成一一年九月、業者の媒介で、売主業者から、中古マンションを一、四〇〇万円で購入したが、契約書に不審な点があるので、業法違反の有無を調べて欲しい。

♣調査してみると、自ら売主業者であるにもかかわらず、手付解除の期限を設け、瑕疵担保責任の期間を引渡し後二ヵ月とし、建物部分に係る消費税を記載せず、また媒介報酬の上限を超えて媒介業者への報酬を支払わせた。

16

業者売主

♧平成一一年七月七日、売主業者から、中古マンションを七七〇万円で購入する契約を締結し、同日手付金として一円を支払い、翌八日中間金として九万円を支払つた。手付金一万円の放棄により契約を解除し、中間金を返還して欲しい。

他の案件と併せ、指示処分とした。

18

業者売主

○平成一二年七月一日、売主業者から、群馬県嬬恋村の都市計画区域外の土地を三〇〇万円で購入する契約を締結し、手付金として一万円、翌二日中間金として一五九万円を支払った。手付放棄により解除を申し入れたが、中間金一五九万円が返還されない。

♣調査してみると、自ら売主業者として完成物件の売却に当たり保全措置を講じないまま一〇%を超える金銭を受領していた。他方、本件は買主が手付放棄により解除できないケースであり、買主も違約金として売買代金の二割相当の六〇万円を請求されていた。解除に伴う買主の負担を少なくして欲しいとのことで、代金の一〇%相当額と登記等諸費用を買主が負担することで合意した。口頭勧告とした。

19

業者媒介

○平成一二年四月、売主業者から新築マンションを三、八九〇万円で購入する契約を締結し、手付金三三〇万円、中間金三一〇万円を支払った。手付放棄による解除を申し出た

が、売主業者は履行の着手を主張して手付放棄による解除を拒み、違約金として、手付金のほか中間金も没収した。

20

業者売主

♣調査してみると、買主は、同じ売主業者から購入した他の物件の解約にあたり、本来手付放棄のところ、その手付金を本物件の中間金に振り替えた経緯からのトラブルだつた。売主業者は中間金を返還した。口頭勧告とした。

(2) ローン条項

業者売主

○平成一二年六月、業者の媒介で、売主業者から、中古マンションを九三〇万円で購入する契約を締結し、手付金八八万円を支払った。金融機関から融資の承認が得られなかつたため、ローン特約に基づき解約を申し入れたが、手付金が返還されない。

♣調査してみると、自ら売主業者としての契約であるにもかかわらず、手付解除の期限を設け、瑕疵担保期間を引渡し後三ヵ月と定めていた。売主業者、媒介業者とも文書勧告とした。

21

業者売主

○平成一二年五月七日、売主業者から、千葉県勝浦市の土地を五〇〇万円で購入する契約を締結し、手付金一〇〇万円を支払ったが、売主業者から解約の申入れがあり、手付金を返還するとの約束だったのに返還されない。

♣調査してみると、所有者との売買契約なしに自ら売主として契約しており、本物件の取得ができないため、買主に解約を申し入れ、六月一五日に手付金を返還するとしながら、七月二三日に五〇万円、八月一一日に五〇万円と不当に返還を遅延した。また、手付金を契約五日後に受領することと、信用を供与することにより契約を締結し、保全措置を講じないまま代金の一割相当の手付金を受領した。

他の案件(2), (15)と併せ、四ヵ月間の全部業務停止処分とした。

22

5 瑕疵補修等

(1) 撥壁・地盤等

業者売主

○平成九年一〇月、業者の媒介で、売主業者から新築戸建住宅を五、六六〇万円で購入した。基礎に手抜きがあるようで、入居後、建物が揺れたり、床下換気口に割れが生じたりしているが、対応してくれない。

♣調査してみると、建築確認の設計図とは異なる建物を建築していた。また、売主業者であるにもかかわらず瑕疵担保期間を引渡し後六ヵ月とする買主に不利な特約を入れていた。文書勧告とした。

23

二 媒介契約に関するもの

1 超過報酬請求等

○平成一〇年六月、業者の媒介で、建築条件付土地を購入し、建物を建築したが、建物価格を含めた金額を基準として媒介報酬を支払ったので、超過分を返してもらいたい。

♣調査してみると、土地価格を算出基準とした額を上回る媒介報酬を受領していた。媒介者は超過報酬を返還した。口頭勧告とした。

業者媒介

○平成一二年一月、業者の媒介で、神奈川県厚木市の中古戸建住宅を二、五八〇万円で売却した。この物件は、競売にかかっていたもので、媒介業者が債権者と交渉して競売申立てを取下げさせ、売りの媒介を行つたものであつたが、媒介報酬の他に、債権者との交渉手数料を取られた。

25

三 賃貸に関するもの

1 預り金等の返還

業者媒介

24
業者媒介

26
業者媒介

♣調査してみると、媒介契約書を交付せず、媒介報酬九三八、七〇〇円の他に、債権者との交渉経費として八七五、七〇〇円を受領していた。業者は、取引形態は代理として媒介の一倍の報酬を取つてもいいと考えていたとのことであるが、実態は媒介であり、交渉手数料を返金した。口頭勧告とした。

♣調査してみると、預り金が客付業者から元付業者、貸主へと渡されていたため、トラブルとなつた。預り金は返還された。客付業者、元付業者とも口頭勧告とした。

27

○平成一一年一〇月二五日、業者の媒介で、賃

業者媒介

29

2 重要事項説明の誤り

♣ 平成二十三年一月、業者の媒介で、賃貸マンションを借り受けようと、賃料の一ヶ月相当の預り金二二八、〇〇〇円を支払つて申し込んだが、その後申込みの撤回をしたにもかかわらず、預り金が返還されない。

♣ 調査したところ、契約予定日当日の撤回とのことであった。申立て後、一二月一〇日に一〇万円を返還し、残金は同月二八日までに返還する約束だったが、平成二年六月下旬になつて返還された。文書勧告とした。

28

業者媒介

♣ 平成二十三年一月、業者の媒介で、賃貸マンションを借り受けようと、預り金を支払い申込みをしたが、契約前に撤回したのに、手付金だからと金銭が返還されない。

♣ 調査してみると、媒介業者は、賃貸借契約の成立前の申込みの撤回にもかかわらず、手付金と称し預り金の返還を拒んだ。その後、全額返還した。文書勧告とした。

業者媒介

31

2 重要事項説明の誤り

業者媒介

業者媒介

33

2 重要事項説明の誤り

業者媒介

貸マンションを借り受けようと、賃料の一ヶ月相当の預り金二二八、〇〇〇円を支払つて申し込んだが、その後申込みの撤回をしたにもかかわらず、預り金が返還されない。

♣ 調査してみると、重要事項説明書の登記簿に記載された事項に差押えを記載せず、貸主と登記簿上の所有者が異なるにもかかわらず、 「貸主と同じ」と事実と異なる記載をした。一五日間の全部業務停止処分とした。

30

業者媒介

♣ 平成二一年五月、業者の媒介で、賃貸マンションを借り受けたが、重要事項説明の内容が不備である。

♣ 調査してみると、重要事項説明書に、登記簿に記載された事項、損害賠償額の予定又は違約金に関する事項、支払金又は預り金の保全措置に関する事項、金銭の貸借のあっせんに関する事項、敷金等の精算に関する事項の記載がなく、管理の委託先に関する事項の記載が不十分であった。文書勧告とした。

♣ 平成二二年二月、業者の媒介で、賃貸マンションを借り受けたが、競売にかけられ、落札業者から立退きを迫られている。契約時に差押えを受けていることは、重要事項説明で説明されていない。

♣ 調査してみると、重要事項説明書に、登記簿に関する事項、契約の解除及び損害賠償に関する事項が記載されていなかった。各住戸に三〇万円を支払うことで解決した。文書勧告とした。

32

業者媒介

貸マンションを借り受けたが、入居日までに地方公共団体の条例に基づく住居表示の申請をしていないため、住居番号が不定で転入届が受理されずにいる。

ンションを借り受けたが、競落人から敷金の請求があった。調べてみると、契約前の同年四月には差押えがなされていたが、一切説明がなかつた。

♣ 調査してみると、重要事項説明書に、登記簿に関する事項、契約の解除及び損害賠償額の予定に関する事項、敷金等の精算に関する事項が記載されていなかつた。文書勧告とした。

34

◇ 業者媒介

◇ 平成二年九月、業者の媒介で、賃貸店舗を借り受けたが、差押えを受けており、今後、立退きを求められる可能性がある。契約時には差押えについては、重要事項説明で説明されていない。

♣ 調査してみると、取引主任者をして重要事項説明をさせておらず、重要事項説明書に登記簿に関する事項が記載されていなかつた。実際には、雨漏りに関するトラブルで、借主は既に退去しており、損害賠償の折衝中だつた。口頭勧告とした。

35

◇ 業者媒介

◇ 平成一〇年九月、業者の媒介で、賃貸マン

ションを借り受けたが、入居後一ヵ月経つて東京地裁の執行官が来た。そのことを媒介業者に伝えるとこちらで対応するから大丈夫と言われたのに、その後競落した業者から立退きを求められている。

♣ 調査してみると、重要事項説明書に、登記簿に関する事項、損害賠償額の予定及び違約金に関する事項、契約の更新に関する事項、敷金等の精算に関する事項が記載されていなかつた。文書勧告とした。

36

◇ 業者媒介

◇ 平成二年五月、業者の媒介で、賃貸マンションを借り受けたが、冷房設備の状況が説明と異なり、日当たり良好との説明だったのに隣地で五階建の建物が建設されている。

♣ 調査してみると、取引主任者をして重要事項説明書の交付をさせていなかつた。また、重要事項説明書に、登記に関する事項、損害賠償額の予定及び違約金に関する事項、契約の解除に関する事項、契約の更新に関する事項、敷金等の精算に関する事項が記載されてなく、設備に関する虚偽の説明をしていた。文書勧告とした。

37

◇ 業者媒介

◇ 平成一二年四月、業者の媒介で、賃貸マンションを借り受けたが、契約時的重要事項説明にはなかつた大規模修繕があり、日常生活に支障をきたしている。

♣ 調査してみると、取引主任者をして重要事項説明をさせておらず、重要事項説明書に、登記簿に関する事項、管理の委託先の事項がなく、賃貸借契約書にも取引主任者の記名押印がなかつた。紛争のきっかけは、排水施設のトラブルであり、媒介業者は、借主との間で紛争の解決を図っていた。口頭勧告とした。

3 契約解除

38

◇ 業者媒介

◇ 平成一二年九月、業者の媒介で、賃貸事務所を借り受けたが、解約の申入れをした。貸主は契約直後の解約なので、手付金は返すとのことであつたのに、媒介業者が返還しない。

♣ 調査してみると、貸主は手付金を返還して

もいとしたのに、媒介業者が借主に返還せず、広告宣伝費と称して媒介報酬を受け取つた。文書勧告とした。

4 超過報酬請求等

39

業者媒介

♣ 調査してみると、媒介業者は、貸主の事前承諾なしに賃貸借契約書を作成し、入居申込者を入居させた。また、貸主からの依頼がないにもかかわらず、業務委託報酬一二六、〇〇〇円、集金代行手数料二、四三八円を受領した。平成九年一一月にも、借主から受領した礼金一二万円を貸主に渡さず、入居者募集業務停止処分とした。

♣ 調査してみると、前年の業者Aは現地案内のみで媒介報酬を請求していた。その後、業者間で折り合いがつき、Aは媒介報酬の請求を取り下げた。口頭勧告とした。

5 その他

40

一 売買に関するもの

1 重要事項説明の誤り

♣ 平成一二年一月、媒介業者に、マンション

1

業者媒介

♣ 昭和五九年四月、業者の媒介で、中古の戸建住宅を二、一〇〇万円で購入した。「間口二mが四m幅の私道に接する」との説明だったが、実際には間口が二mに足りず、再建築できない。

♣ 媒介業者は、位置指定道路への接続部分の土地を、媒介業者の負担で買主に取得させた。文書勧告とした。

2 その他

2

業者媒介

♣ 平成一一年六月、業者の媒介で、土地を一、〇〇〇万円で購入した。擁壁が建築確認を得ていないことを媒介業者から告げられていないので、建物を建築するための基礎工事費用を負担して欲しい。

♣ 事情聴取してみると、建築確認を得てない擁壁であると口頭では説明したことであるが、売主が経費を負担して問題を解決する旨の和解書を取り交わした。一二二日間の全部業務停止処分とした。

3

3 契約解除

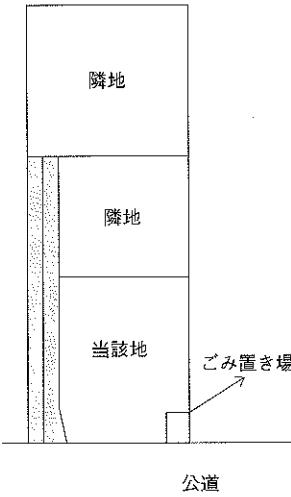
業者売主

平成一〇年一〇月、売主業者から、建築条件付の土地を二、四〇〇万円で購入する契約を締結し、手付金として三〇〇万円支払った。

隣接する通路が使用可とのことであったので、交換条件のつもりで購入した土地の一部にごみ置場ができるることを承諾した。しかし、隣地の所有者の反対で通路使用ができなくなり、ごみ置場だけができることになったので、契約を解除したい。

♣ 調査してみると、通路は隣地の敷地延長部分で、業者は使用できるとは言つていないとのことであった。しかし、開発許可前に契約をし、手付金の保全措置もなされていない。取引主任者以外の者が重要事項説明を行い、契約書に取引主任者の記名押印がなかつた。一

二六日間の全部業務停止処分とした。



(1) ローン条項

4

業者売主

平成一一年二月、売主業者から、建築条件付の土地を一、七八〇万円で購入した。ローンの承認が得られないので、解約を申し入れたが、手付金五〇万円を返還しない。

♣ 事情聴取してみると、買主が是非買いたいと言うのでいくつかの金融機関を打診していて、ローン解約を拒否していたわけではないとのことであった。平成一一年九月に手付金は全額返還された。文書勧告とした。

5

業者売主

平成一二年六月、業者の媒介で、売主業者から、建築条件付の土地を一、八〇〇万円で購入した。ローンの承認が得られないので、解約を申し入れたが、手付金一五〇万円を返還しない。

♣ 事情聴取してみると、売主業者の資金繰りが悪く、すぐには手付金を返還できないとのことであった。返還を約束しながら、度々そ

の履行期限を徒過したが、平成一三年一月に手付金は全額返還された。売主業者、媒介業者とも文書勧告とした。

(2) その他

6

業者売主

平成一一年一〇月、業者の媒介で、売主業者から、中古の戸建住宅を一、八〇〇万円で購入した。契約内容の説明が不十分で、契約を不当に急がされるなど、業者に不信感を持つたので、契約を解除したい。

♣ 事情聴取したところ、売主業者、媒介業者、買主間で白紙解約とする合意が成立した。売主業者、媒介業者とも文書勧告とした。

4 履行遅延

(1) 工事遅延

7

業者媒介

平成一一年九月、業者の媒介で、土地を一、六〇〇万円で購入した。前面道路の上水道の本管敷設を業者の負担で行う約束だったのに、履行しない。

◆平成一二年一〇月、売主業者から、建築条
業者売主

9

◆業者に事情聴取してみると、相当の広さの土地なので、分筆等も考慮に入れ、期間の余裕をもつて契約したものとのことであった。ただし、売主の子の一人が、他の相続人と合意することなく、売主名義を代筆して契約したもので、売主についての業者の調査が不十分であることから、文書勧告とした。

1 超過報酬請求等

二 媒介契約に関するもの

業者媒介

1 預り金等の返還

三 賃貸に関するもの

◆事情聴取してみると、媒介業者は、家具の店舗の賃貸借契約で、店舗内の家具も一括で貸主から借主に低価格で譲渡する交渉をしているので、その報酬として請求したとのことであった。媒介業者は請求を取り下げた。文書勧告とした。

8

◆事情聴取してみると、水道管敷設については、川口市役所で施工することになっていたので履行しなかったとのことであつたが、他に売主の無免許営業の帮助や、媒介契約書の不交付があつた。一二日間の全部業務停止処分とした。

(2) 登記・引渡し遅延

10

◆調査してみると、契約書に残金支払い時期の不備等が見られたが、申立人の要求をほぼ受け入れ解決した。

11

業者媒介

◆平成一二年一月、業者の媒介で、店舗の賃貸借契約を締結した。一ヶ月の賃料が二二〇万円であるが、貸主、借主とも各一〇〇万円、媒介報酬を支払い、その後更に借主に二三二万円請求してきた。

◆

◆平成一二年四月、業者の媒介で、自己所有の中古マンションを二、一〇〇万円で売却した。媒介業者が、建物に付いている債務をきれいにするとのことで、自己破産直前に売却したものであつたが、残債が発生してしまう。くなるとは言つていなが、銀行と交渉して抵当権は抹消してもらい、銀行は残債については請求しないとのことだった。文書勧告と

♣ 調査してみると、預り金の返還について、媒介業者は度々先延ばしにした後、六月末日に返還した。文書勧告とした。なお、平成二三年一月に同業者は廃業した。

13

業者媒介

♧ 平成二三年三月、業者の媒介で、賃貸マンションを借り受けようと、五九、八五〇円を支払い申込んだ。賃貸借契約書に記名押印するよう言われ、家に持ち帰ったが、考え直し申し込みを撤回したのに、預り金が返還されない。

♣ 事情聴取してみると、預り金について、媒介業者は四月に半金、五月に半金返還した。文書勧告とした。

14

2 重要事項説明の誤り

業者媒介

♧ 平成二二年一月、業者の媒介で、飲食店を営むため店舗を借り受けたが、建築基準法の定めで飲食店の営業が不可能（簡易耐火構造のときは三階以上では飲食店は不可）なので、費用を含め、金錢を返還して欲しい。

♣ 媒介業者から、借主に解決金が支払われた。

15

業者媒介

♧ 平成二一年四月、業者の媒介で、賃貸アパートを借り受けた。これは、申立人の所有地（この媒介業者から一三年前に購入した土地）に建物を建てるに当たり、建築会社の工事が遅延したため、一時的に借りたもので、建築会社が借主となる約束だったのに、自分が借主となつていていた。その後建築会社は倒産し行方不明となつており、賃料を請求され困っている。

♣ 事情聴取してみると、申立人が当初から借主であった。ただし、契約当日申立人が印鑑を持ってこなかつたので、後日押印してもらひ、賃貸借契約書を交付しようと思つて、何度か訪問しても留守だつたとして契約書を交付していかつた。文書勧告とした。

1

業者売主

1 預り金等の返還

♧ 平成二二年六月、売主業者との間で、土地と土地付建物の交換に係る「協定書」を締結し、申込金一六〇万円を支払つたが、重説を受けていないのに、業者から契約の履行を求められている。協定を破棄し、申込金一六〇万円を返還して欲しい。

♣ 業者は、「協定書は今後締結する交換契約の予約であり、正式な契約を締結する際には重説も行うし、一六〇万円は申込証拠金のつもりであつた」と述べて、協定の破棄に応じ、申込金は全額返還された。

千葉県

2

業者媒介

平成一一年六月、業者の媒介で、土地を代手付解除に応じた。

一、二〇〇万円で買い受ける売買申込みを行

い、申込金一万円を支払ったが、都合により

契約不成立となつた。その後、一年以上経過

するが、申込金が返還されない。さらに他の土地を買い受ける契約（契約書なし）等して多額の申込金を支払つてある。

♣業者は、「買主は自己破産していたため、ローンが成立しなかつた。預り金の一部は返却したし、その他は費用で使つてしまつた」と述べた。その後、平成一三年二月、業者より廃業届の提出があつた。

2 不当な契約勧誘

3

業者媒介

平成一二年七月、業者の媒介で戸建住宅を買い受ける売買契約を締結したが、業者より、ローンを通すために虚偽の所得申告を税務署に出すよう言われている。ローンの申込みはまだ行つておらず、手付放棄にて契約解除し

たい。

♣県では、買主に対し、「虚偽の申告はしたくない旨話したらどうか」と回答した。業者は手付解除に応じた。

4

業者売主

平成一一年八月、売主業者より、ローンの不足分を肩代わりするからと勧説され、住んでいた物件を下取りに出し、新築戸建住宅を代金二、八〇〇万円で買い受ける売買契約を締結したが、現在になって肩代わりできないと言つてきた。

♣宅建業協会を通じて、業者と交渉するよう指導した。その後、買主より「業者と相談することとなり、結果によつては簡便に済ませたい」との連絡があつた。結果は不明である。

5

業者媒介

平成一一年九月、業者の媒介で、古家付の土地を代金一、四五〇万円で買い受ける売買契約を締結し、住宅を新築しようとしたところ、広告や業者の説明では床面積六六坪の建物が建てられるとのことだったが、不可であることが判明した。

♣業者は、「広告について、問題があつたことは認める。相談者は誠実に対応する。」と述べた。その後、業者が当該物件を買い取ることで和解した。

6

業者売主

平成一三年三月、売主業者より、諸経費併せて二、六五〇万円のローンが組めるとの説明を受けて、代金二、五〇〇万円の新築戸建住宅を買い受ける売買契約を締結したが、ローンの申込みに際し、「売買価格を三、三〇〇万円として申請する。口裏を合わせて欲しい」と言われた。不正なことはしたくないので白紙解約（手付金一〇〇万円の返還）したい。

♣業者は、「買主の要望（諸経費込で二、六五〇万円のローンを組む）を受けて行つたものであるが、業法違反であったことは認める。」と述べ、白紙解約に応じた。

3 重要事項説明の誤り

(1) 建築（再建築）不可物件

業者媒介

平成一二年五月、業者の媒介で、歯科医院兼住宅の建築目的で、土地を代金八〇〇万円で買い受けた売買契約を締結し、手付金八〇万円を支払った。本件物件は、大きな山林の一部を分筆することとなり、分筆したこところ、土地の形状が細長くなり、当初予定していた建物の建築が困難となつた。売主は既に分筆登記してしまつてるので、形が気に入らないのであれば買い足せと言つている。白紙解除できないか。また、媒介業者の責任は問えないか。なお、契約書には、売買対象面積は明示されているが、地形は明確になつていない。

●業者は、「売主は既に分筆登記を終えており、白紙解約には応じられないと言つてはいるが、売主と交渉する。」と述べた。手付金八〇万円の返還と媒介者は報酬を請求しないといふことで、合意解約に至つた。媒介業者には、物件の特定できない契約で業法上も問題がある旨指摘し、今後の取引において十分注意するよう口頭注意した。

8

業者売主

平成二年八月、売主業者より、新築戸建住宅を代金二、九〇〇万円で購入したが、平成

二年八月に、当時受けた公庫融資を低利の銀行ローンに借り替えるため、銀行に申込みを行つたところ、道路と敷地の間に他人の土地が通つてゐるため、融資できないと言われた。契約時に業者から「このような説明はなく、また銀行からは当該土地の所有者より通行承諾書をもらうよう言われたが、所有者からは断られ、逆に買い取つて欲しいと言われた。●その後、相談者より、当該土地を買い取ることとなり、銀行からも当該土地の購入費も含めて融資を受けることで承認を得たとの連絡があつた。

9 (2) 上下水道・電気・ガス等

業者売主・業者媒介

平成一二年七月、業者の媒介で、売主業者から、土地区画整理事業地内の仮換地を代金一、二八〇万円で買い受ける売買契約を締結したが、雨水の排水設備の一部が設置されておらず、区画整理事業の施行者から、取付けにあたり五〇万円余を請求されている。重説時に未設置との説明は受けたが、分筆された隣接地には設置されており、売買代金は本件

10

業者媒介

平成一二年八月、業者の媒介で、中古マンションを代金七五〇万円で買い受けることとし、契約前に物件の立会いをした際に、蛇口をひねつても水が出ない状態であつたが、そのまま契約し、引渡しを受けた。入居後使用してみると、水量等の調節が効かず危険な状態である。原因は、地下水の水圧が関係しているようだが、業者に責任は問えないか。

11 (3) 重要な事実の不告知

関して、特別な負担がある場合であれば説明すべきであり、重説違反ではないか。

●媒介業者は「重説不足であったことは認められる。これから、売主及び宅建業協会を交えて話し合うつもりである。」と述べた。工事費の半額を業者側が負担することで解決した。

業者媒介

平成一二年九月、業者の媒介で、居住用マンションを代金二、三〇〇万円で買い受けた。売買契約を締結したが、その際物件に関し、自殺等の事故がなかつたか業者に尋ねたところ、ないとの回答を得た。しかし、契約締結後、八年前に売主の義父が風呂場で脳溢血で死亡し、警察による現場査察があつたことが判明した。

契約を白紙解約したい。

業者は、「売主は告知義務はない」と主張しているが、現在白紙解約に向けて努力している。ただし、死因は病死であり、八年前の話であること、死後翌日には葬儀をしていることから、告知義務はない。」と述べた。その後、白紙解約になつた旨買主より連絡があつた。

12

13

業者売主・業者媒介

平成一二年八月、業者の媒介で、売主業者から、新築戸建住宅（未完成物件）を代金一、六二〇万円で買い受ける売買契約を締結し、引渡しを受けたところ、広告等では和室が六畳と表示されていたのに、実際には約五・二五畳しかなかつた。売主、媒介両業者からこのような説明は一切なかつた。

15

業者売主

威迫行為の認定は難しいので、手付解除を検討するよう指導したところ、後日、手付解除の通知を内容証明郵便で行つた旨連絡があつた。

14

業者売主・業者代理

平成一二年六月、業者の媒介で、中古戸建住宅を代金三、五二〇万円で買い受ける売買契約を締結したが、その後隣地がマンションの建築予定地となつていてることが判明した。隣地は本件売買の元付業者が所有していたが、同年七月にマンション業者への転売の仮登記がなされている。これは重要な事項の不告知に当たるものであり、業者を指導してほしい。

(1) 手付解除
4 契約解除

平成一三年二月、売主業者より、戸建住宅を代金二、〇八〇万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金一〇〇万円の内、一〇万円を支払い、残額九〇万円は四日後に支払うとの約束を口頭で行つた。しかし、都合により翌日に手付一〇万円の放棄による契約解除を申し入れたところ、残額九〇万円についても支払うよう請求された。

手付金一〇万円を放棄し、契約解除する旨

の通知を内容証明郵便で行つた。その後、業者からは何の連絡もない。

16

業者媒介

◆平成二一年七月、業者の媒介で、中古戸建住宅を代金二、一〇〇万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金一〇〇万円を支払ったが、ローンの手続については、媒介業者に任せていた。ところが、ローンの中込額及び融資実行の可否について、何ら報告を得ないまま、引渡日を過ぎてしまい、売主から、残代金を支払わるのは債務不履行だとし、契約を解除し、手付金は返還しない旨内容証明郵便にて通知があった。手付金の返還は求められないか。なお、契約書にローン特約は入っていない。

◆その後、相談者と連絡がとれなくなり、事実確認ができなくなつたため、取引上の業法違反については認定できなかつた。業者に対しても、呼出し及び事務所調査にて判明した業法二五条三項違反等を理由に文書勧告とした。

17

(2) ローン条項

業者媒介

◆平成二二年一〇月、業者の媒介で、土地を代金一、〇三〇万円で買い受ける売買契約を

◆平成二二年四月、業者の媒介で、中古戸建住宅を代金二、一〇〇万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金二〇〇万円を支払ったが、自分で銀行に融資を申込んだところ、土地が接道義務を満たしていないため、担保価値がなく、融資できないと言われた。重説では、本物件は私道に接しており、建築基準法四三条但書の許可を受けて、建築確認申請の手続をするとの手順が記されているが、その意味及び具体的に許可を取る方法等の説明はなかつた。担保価値のない物件を購入する意思はなく、ローン条項に基づき契約解除できなかつた。なお、業者は、自社のあつせんするローンの申込みをしなければ、ローン条項は使えないと言つている。

18

業者売主・業者媒介

◆業者と交渉するよう指導した。業者から売主にローン条項による解除の意思を伝えてもらつたところ、売主はこれに応じるということで、白紙解約となり、手付金二〇〇万円は返還され、媒介手数料も請求されなかつた。

◆売主業者は、「本物件は、前所有者の代理人のか。また、媒介報酬は支払わなければならぬのか。

◆業者は、「ローンは、買主の希望で複数の金融機関に融資を申込んでいたために期限を過ぎた。買主の希望通りの金額で融資を受けられる見合つた。」と述べた。業者に対しては、ローンに関する記載が重説及び契約書にない点など業法違反を指摘し、口頭勧告とした。結果は不明である。

19

(3) その他

◆平成二二年一〇月、業者の媒介で、売主業者から、土地を代金二、一〇〇万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金七五万円を支払つたが、売主業者より、「前所有者からの所有権移転に係るトラブルが発生し、物件を取得できなくなつたので解約したい。」と告げられた。解約になつた場合、手付金はどうなるのか。

(息子)を通じて契約したが、相続を巡って兄弟間でトラブルが発生し、解決に時間を要する見込となつたため、解約を申出たものである。買主とは、話合いで解決したい。」と述べた。手付金の返還及び違約金三〇万円を売主業者が支払うことで合意解約した。なお、媒介業者からも、報酬の請求はされなかつた。

20

業者売主・業者媒介

平成一二年一〇月、業者の媒介で、売主業者から、建築条件付土地を代金一、八一〇万円で買い受ける売買契約及び売主を請負主とする建築請負契約を締結し、手付金として総額五〇万円（土地・二〇万円、建物・三〇万円）を支払った。しかし、請負契約書には工事完成日が九月一五日となつてゐるが、同年七月現在、建築確認が取得されず、完成予定日が一月頃にずれ込むと言わわれている（詳しい理由は不明）。できれば解約したい。

21

業者売主

平成一二年四月、売主業者より、土地を代金一、六五五万円で買い受ける売買契約を締結し、併せて当該業者を請負主とする住宅建築請負契約を締結し、手付金として総額五〇万円（土地・二〇万円、建物・三〇万円）を支払った。しかし、請負契約書には工事完成日が九月一五日となつてゐるが、同年七月現在、建築確認が取得されず、完成予定日が一月頃にずれ込むと言わわれている（詳しい理由は不明）。できれば解約したい。

21

業者売主

業者と交渉するよう指導した。手付金（計五〇万円）を放棄することで、合意解約した。

平成一〇年一二月、売主業者より、新築戸建住宅を代金五、四五〇万円で買い受ける売買契約を締結し、引渡しを受けた。しかし、追加工事を依頼していたが、業者が工事を行わ

5 履行遅延

(1) 工事遅延

ないので、請求された追加工事代金等九〇万円を支払わなかつた。すると、売主業者から、九〇万円の支払いを求める民事訴訟を起こされた。業者が工事をしない限り絶対に支払いたくない。

法律（弁護士）相談を紹介した。その後、「裁判所の和解案に応じることになった。」との連絡があつた。和解内容については不明である。

23

業者売主

平成一二年八月、売主業者より、新築戸建住宅を代金三、五五〇万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金一〇〇万円を支払った。しかし、契約上の引渡し期限は一二月末であるが、建物は一二月末の時点で未着工である。途中、数度の設計変更を行つたため期限に間に合わない旨口頭で了承はしていたが、期限を明確にするよう求めても業者が応じてくれない。

法律（弁護士）相談を紹介するとともに、宅建業協会に連絡した。協会からの指導により、業者が対応することになつた。詳細は不明である。

(2) 登記・引渡し遅延

24

業者売主

平成一〇年三月、売主業者より、土地を代金二一〇万円で買い受ける売買契約を締結し、代金を全額支払ったが、決済後一ヶ月で所有権の移転登記が完了すると思つていたところ、同年一二月に至つても移転登記がされない。殆ど一年間工事ができなかつたため、大きな損害を被つた。業者を処分してほしい。

25

♣

県では、移転登記が完了するまで対応を保留していたところ、相談者より「登記は移転され、一応解決したが、登記が遅延したことに対し損害賠償を請求するつもりである。」との連絡を受けた。

有者から、当該物件を取得する旨契約を締結しているが、抵当権の抹消ができないため、買主への移転登記が遅れている。抵当権者である農協と交渉してできるだけ早く移転させるよう努力する。」と述べた。その後、物件の引渡しを受けて、解決した旨連絡があつた。

26

業者売主

平成一二年一二月、売主業者より、中古戸建住宅を代金一、〇〇〇万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金及び中間金として計一五〇万円を支払つたが、売主業者から「前所有者の抵当権が抹消できず、物件の引渡しができない」と言われた。解約し、支払済の手付金及び中間金の返還を申し入れたが、業者は「他の物件を紹介する」、「今は金がない」などと渋つてゐる。

業者売主は、翌年三月末まで業者の対応を待つこととし、県としてもそれまで指導を保留していたところ、四月に合意解約の上、手付金及び中間金は返還された旨連絡があつた。証協会にて弁済の審議手続中である。

♣業者は、「本件取引に当たり、登記簿上の所行してくれない。」

27

(3) その他

平成一二年五月、売主業者より、新築戸建住宅を代金一、八〇八万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金一〇〇万円を支払つた。しかし、重説を受けておらず、またローンが成立し物件の引渡しを要求しても、業者が履行してくれない。

(1) 建物・設備等

6 瑕疵修補等

平成一一年一月、売主業者より、新築戸

業者売主

平成一二年二月、個人所有の土地付中古戸建住宅について、業者を売主とする売買契約を締結（代金三、四〇〇万円）し、手付金及び中間金として七〇〇万円を支払つた。しかし、本件土地には前所有者の祖母名義で別の建物の登記が残つていたので、本件建物は未登記であり、契約書上も土地のみの売買と記載されていた。銀行融資を受けるためには、まづ建物の登記を行うことが必要となつたが、前の登記の抹消手続がなかなか進まず、ついには前所有者が売らないなどと言つ出した。本件契約を白紙解約したい。

28

業者売主

平成一二年二月、業法六五条二項二号に基づく三ヶ月の業務停止処分とした。民事の問題については、保証協会にて弁済の審議手続中である。

建住宅を代金二、三〇〇万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金を五万円、中間金一、二五二万円を支払い、引渡しを受けたが、クロスが破れているなど不具合があり、修繕してほしいと要望しているが、業者はとり合つてくれない。

残代金（四三万円）が未払いであるため、権利証等を渡してもらえないが、補修してもらうまで残代金は払いたくない。

♣ 業者と交渉するよう指導したところ、相談者より、業者との間で残金の内五万円のみの支払い、補修は自分で行うこと等とする覚書を交わした旨連絡があつた。

7 その他

29

業者 売主

♣ 平成一二年七月、売主業者より、土地を買ひ受ける旨売買契約を締結したが、本来支払う必要のない金銭（売主が設定していた抵当権の抹消費用）を支払わされた。

♣ 業者は、「契約金額以外にもらった金銭は、買主の要望に応えるために要した費用である。これに関しては、買主も了解している。」と述べた。平成一三年三月、業者は廃業した。結果は不明である。

二 媒介契約に関するもの

り自主解決した旨連絡があつた。

1 媒介報酬の返還

30

業者 媒介

♣ 平成一一年五月、業者の媒介で、土地を代金八五〇万円で買い受ける売買契約を締結したが、元付業者から媒介報酬を請求され、支払った。客付業者に対しては報酬の告示限度額を支払っている。

♣ 元付業者が徴収した報酬を返還することで和解した。

31

業者 媒介

♣ 平成一二年五月、業者の媒介で、中古マンションを代金七〇〇万円で買い受ける売買契約を締結したが、その後買主の違約解除になつた。解約合意書で、媒介業者から報酬全額を買主負担とされたので支払つたが、納得ができない。

♣ 業者は、「契約締結時に報酬請求権は発生するとの理解であり、返還する考えはない。但し、別途広告料として徴収した六三、〇〇〇円は返還したい。」と述べた。その後、業者よ

2 超過報酬請求等

32

業者 媒介

♣ 平成一二年四月、業者の媒介で、建築条件付土地の売買契約を締結したが、媒介業者から、請負工事代金を含めた金額に対しての媒介報酬の支払を求められている。

♣ 業者と交渉するよう指導した。土地の代金に対する報酬のみを支払つた。

33

業者 媒介

♣ 平成一二年七月、業者の媒介で、土地付建物を売却したが、その際報酬について、契約書には仲介人と記載されていたにもかかわらず、業者から代理報酬の告示限度額を請求され、支払つた。媒介報酬を超えて支払つた額を返還してほしい。

♣ 業者は、「書面は作成していないものの、売主からの依頼により代理契約が口頭で成立している。」と主張した。業者を、取引態様の不

3 その他

34

業者媒介

平成二一年七月、業者の媒介で、将来の住宅建設を目的に、都市計画区域外の農地を代金二七〇万円で買い受ける売買契約を締結した。本件土地につき農地転用許可済ではあったが、地目変更及び分筆に時間がかかった結果、引渡日が大きく遅れ、平成一二年三月にようやく所有権移転登記等が完了した。建物の建築に関しては、媒介業者から建築を始めよいと説明されたので、所有権移転登記が未了の状態で建築を開始したが、銀行融資も受けられることができず、建築工事費は兄に肩代わりしてもらつた。このような業者に報酬を請求できるか。

三 貸貸に関するもの

1 超過報酬請求等

業者媒介

業者と交渉するよう指導した。媒介業者に告示限度額相当の手数料を支払い、解決した旨連絡があった。

1 預り金等の返還

一 売買に関するもの

大 阪 府

売主業者

平成九年一月、売主業者から、五、四〇〇万円でマンションの一室を購入した。商談時に「販売状況表」を見せられ、第一期分譲で八割程度が売却済みとなつてているように思われたが、入居してみると、一六四戸中二〇戸が売れているだけであつた。人気のないマンションをあたかも売れていると誤解させたと思えてならない。業者に対する指導を望む。

業者に事情を聴いたところ、「済」のマークについては、質問のあつた顧客にはきちんと

業者と賃貸借代理委託契約を締結し、マンション賃貸業を営んでいるが、業者は、賃料の一ヶ月分を仲介手数料として借主から徴収した上、広告料も貸主から徴収しており、判例等みても報酬の告示限度額を超えていている。業者に違法に徴収した広告料を返還するよう指導して欲しい。

業者は、貸主に広告料を返金して、解決した。

2 不当な契約勧誘

35

業者代理

平成二一年九月、業者の媒介で、戸建住宅を購入することとし、申込証拠金一〇万円を支払つたが、購入を取り止めたため返金を申し出た。しかし、督促してもなかなか返金されない。

業者に事情を聞いたところ、担当者は既に解雇しており、社長は監督不行届きを認め、購入予定者に対して一〇万円を返金した。本件の業者は四〇の事案と同一であり、同日付けで七日間の業務停止処分とした。

と説明しているが、多数の来場者があり、説明が行き届かず誤解された顧客もあつたかもしれない。今後は表示内容を工夫し、誤認を与えないようにする。」と述べた。本件マンションの購入者一五名は、契約解除により、売買代金の返還を求めて訴訟を提起したが、平成二(三年)二月この買主を除く一四名が和解に応じ、買主は四月に敗訴した。現在控訴中であるが、業者を文書勧告とした。

3

業者媒介

♣ 平成二(一年)一一月、業者の媒介で、マンションを買い受け売買契約を締結したが、その部屋は既に他の買主との売買契約が完了している。業者は物件の売却後も広告を出している。業者への指導を望む。

♣ 業者は、「同一マンション内に同様の売り物件があつたため誤つてしまつた。購入希望者には、謝罪の文書を出したが納得してもらえず苦慮している。再度謝罪文を出し、話合いに努め対応していきたい。」と述べた。業者を文書勧告とした。

3 重要事項説明の誤り

(1) 建築(再建築)不可物件

者に対して、業法違反の取締りを望む。

♣ 業者を指示処分とした。

4

業者売主

♣ 平成元年一一月、売主業者と土地付建物の売買契約を締結した。今般、転居することとなり地元業者に売却を依頼したところ、敷地が「道路」に接道しておらず、建物が建築確認を受けていないことが判明した。違法建築物で売却ができないし、再建築もできない。弁護士を介して交渉をしているが一向に进展しない。購入時の代金の返還を請求する。

♣ 業者は、「一〇年以上も前の契約ということもあり、取引資料が社内に存在しない。当時の関係者に内容を確認していたが時間だけが経過してしまつた。」と述べている。本件には手付金の保全がなされていないこと、都市計画法及び建築基準法に基づく制限の不記載等の不備もあり、業者を三〇日間の業務停止処分とした。

5

業者媒介

♣ 平成七年二月、業者の媒介で、市街化調整区域内の戸建住宅を購入したが、その際、都市計画法上の建築制限の説明がなかつた。業

(2) 道路等

業者売主

♣ 平成九年四月、売主業者から土地を購入したが、その際、取引主任者からの重説が行われなかつた。また、接道する道路は町道であり、町が道路管理者であるため道路の舗装・造成等のトラブルに関しては問題ない、とのことであつたが、実際はこの道路は里道であつた。現在、里道の排水機能の不良のため、道路に雨水があふれ、通行不能となる恐れがある。業者に対して業法違反の取締りを望む。

6

業者売主・媒介

♣ 平成二(一年)四月、業者の媒介で、売主業者から車庫付きの戸建住宅を購入したが、進入路を拡げるという約束がほゞにされ、車が通ることができるない。何故車庫付きで販売しているのか理解できない。

♣ 売主業者、媒介業者双方に事情を聴いたが、

約束をしたとされる担当者は既に退職しており、業者もそのような約束はなかつたと主張した。双方の業者を指示処分とした。

(3) 上下水道・電気・ガス等

8

業者売主

○平成九年五月、売主業者から、和歌山県のリゾート用地を六〇回の割賦販売で購入した。

水道が湧き水を利用したもので、業者はこの水を自ら飲み大丈夫だと言つてゐるが、水道法の基準に適合しないので、飲用水として利用できない。また、手付金の保全措置がなされておらず、割賦販売についての説明も不十分であった。

♣町役場に問い合わせたところ、当該地は開発許可が不要な土地であり、供給されている水については、水道法の適用は受けない、とのことであった。業者は「タンク内に地下水をくみ上げ、これを滅菌している。タンク内の水については水質検査を行つてある。」と述べている。業者を文書勧告とした。

業者媒介

9

業者媒介

(4) 重要な事実の不告知

♣業者に事情聴取を行つたうえ、指示処分と除を求める。

○平成一〇年六月、業者の媒介で、中古の戸建住宅を購入したが、敷地の上方に電線が敷設され、地役権の設定登記がなされており、売買契約書の内容と異なつていて、重説も取引主任者から受けていない。契約を白紙解除して、手付金五〇万円を返却してほしい。

♣業者に事情を聴いたところ、「地役権の設定については重説で説明したがその説明は取引主任者が行わなかつた。地役権については所有権の行使を阻害する権利とは考えていない。」と述べた。本件は訴訟となつたが、平成二年三月までに和解が成立し、媒介業者が売主に八〇万円程度、買主に一〇万円を支払うこととなつた。業者を文書勧告とした。

11

業者売主

○平成一一年一月、広告をみて、売主業者から、面積二五坪の土地を購入し売買契約を締結したが、地鎮祭のときに初めて、その面積の中に側溝部分（幅三八cm）も含まれていると知られた。敷地としての有効部分は二十五坪を割り込んでしまう。契約時点で側溝部分についての説明は一切行われず、取引主任者による重説もなかつた。側溝部分相当の値引きを要求したい。

12

業者媒介

○平成一一年七月、業者の媒介で、中古マンションを一、八八〇万円で購入したが、所有権の移転登記完了後、金融機関の担当者から土地の利用権が借地権であることを知らされた。媒介業者からはその旨の説明はなかつたし、売買契約書、重説の書面も受け取つていない。借地権付きのマンションと知つていれば

ば購入はしなかつた。業者に対し物件の買取りを要求する。

♣ 業者に事情を聴いたところ、重説を取り主任者ではなく営業担当者が行つてしまつたことを認めたが、売買契約書は交付していると主張した。後日、賃主から業者と話合いがついたので、業者の責任を不問にしてほしい旨の要望書が提出された。業者を文書勧告とした。

13

業者媒介

♣ 平成一〇年一〇月、業者A及びBの媒介で土地建物を購入したが、隣家が約三〇cm越境して建つていることが判明した。重説ではこの件についての説明は受けていない。また、敷地の影響で、建物のガレージ部分の面積が設計図面よりも小さくなっている。業法違反に対する業者の取締りを望む。

♣ 業者の方Aは、土地所有者との共同事業として本物件を売却しており、事実上の売主となつてゐる。当該業者は、土地の形状等の調査不足を認め、隣家の越境している部分の面積相当額を支払うとの調停を申し入れたが、不調に終わつた。当該業者に対しては指示処分とし、他方の媒介業者Bに対しては文書勧

告とした。

14

業者売主

♣ 平成九年一〇月、売主業者から新築マンションを買い受ける売買契約を締結した。同日「売買契約及び重要事項説明会」があり、その際契約の基準となる設計図面が不足している点を指摘すると、後日改めて説明するとのことであつたが、その後説明がない。付近に公衆浴場があり、この煙突からの排出物に対してマンションの関係者から苦情があつた場合の対応について、当該浴場と業者は覚書を結んでいるがこの説明がない。隣接するマンションの電波障害ケーブルが敷地内にあり、再三抗議しているが的確な説明がない。共用部分にあつた一階店舗の空調設備の室外機置場が専有部分に移設されたことにより、共用部分と専用部分の面積に変更があるはずであるが、その説明がない、等説明事項に不備が多い。契約を解除し、支払済金銭の全額返還を請求する。

♣ 業者から事情を聴取したところ、「重説は合意で行つたが、買主が説明を受けたとする『受領書』は提出されている。竣工図面については、管理組合側からの要望を受けて一部補修を行つたため、修正中である。公衆浴場との覚書については、住人が多大な被害を被る可能性が低く、問題発生時の対応は当社が行うとされていたため説明はしなかつた。この点は当社のミスである。電波障害施設が敷地内にあるのは確かであるが、重説は行つている。当社の負担での善後策を提案しているが了解を得られない。また、室外機は共用部分内の移動であり面積の変更はない。」とのことであつた。業者を文書勧告とした。

15

業者売主

♣ 平成一一年一二月、売主業者から土地を購入し、建物の建築請負契約も締結したが、都市計画道路が敷地内に五m入り込む予定であることを土地代金の決済日の三日前に教えられた。ガスは都市ガスである旨の説明を受けたが、実際にはプロパンガスであると決済後に知らされた。業者に対する指導を望む。

♣ 売主は、「オール電化にする等、買主と前向きに詰合つてある。」としているが解決はしない模様である。業者を指示処分とした。

16

業者媒介

18

平成八年九月、業者の媒介で、中古マンションを購入したが、その敷地内に高速道路（第二名神高速道路）の都市計画決定がなされた。購入にあたって、業者から説明を受けなかつた。

◆道路公団に確認したところ、市役所に問い合わせれば知り得たはずのことであり、業者も重説の不足を認めていた。業者を指示処分とした。

17

業者媒介

平成七年六月、業者の媒介で、市街化調整区域内の土地を買い受けたが、都市計画法上の制限の説明を何ら受けていない。建築確認は農業従事者として受けていることを市役所に確認して初めて知った。また、ローンの説明も不十分である。

◆業者は、「市街化調整区域のデメリット等について、口頭で説明した。」としている。買主、業者とも弁護士を介して協議中であるが、業者を指示処分とした。

(5) その他

業者売主

平成一二年八月、売主業者から、新築マンションの六階部分を買い受ける売買契約を締結した。購入にあたって、南側には三階建の一戸建が建設される旨の口頭説明があつたが、六階建のマンションが建てられた。契約を解除し手付金二四一万元を返却してほしい。

◆業者は、「南側の土地については、計画のあるものは事実のままを説明し、計画のなかつたものは説明をしていない。」と主張しており、買主と言い分が相違している。取引主任者が売買契約書に押印していないことは認めしており、業者を口頭勧告とした。

19

業者売主

平成九年三月、売主業者と売買契約を締結し、宅地を四億二、八〇四万元で購入したが、この際重要事項説明を一切受けていない。また、購入した土地の西隣に建築中の住都公団の一四階建共同住宅による日影の影響を大きくな受け、土地の取得目的であるマンションの建築に不適切であることを売主は告知しなかつた。裁判所へ訴えを起こしているが、業者への取締りを要望する。

◆買主は、自己所有地を阪神大震災後の仮設

住宅用地として西宮市に譲渡し、震災復興に協力することとしたので、売主業者は、その代替地として本件土地を売却した。

このため、売主業者は「取引主任者でない社員が契約内容を説明し、重説の書面も交付していないが、これは、営業用地でない土地を特定利害人に売却したものであり、宅建業には該当しないと考えたためである。また、公団の計画の詳細は知らなかつた。」と述べた。

営業用地でなくとも、免許業者が土地を複数に分割し、複数の者に売却するものであるから宅建業にあたるものとして、売主を文書勧告とした。

20

業者売主

平成一一年四月、売主業者から、宅地を建築条件付きで購入した。裏側は市の緑地帯といふことだったので当該地を購入したが、実際は、緑地帯ではなく、私有地であつた。

◆業者は、物件の説明に誤りがあつたことは認めていた。買主とも話し合いを行い、迷惑料として一定額の金銭の支払を提示している。業者を文書勧告とした。

4 契約解除

(1) ローン条項

21

業者媒介

◆平成一〇年一〇月、業者の媒介で、中古住宅を買い受け、売買契約を締結した。しかし、ローンが不成立となつたので手付金の返還を求めているが、売主が返却しないとして媒介業者がこれに応じない。

♣業者に事情を聴いたところ、「ローンの申込みについては他にも予定があり、ローン不成立とは言えないので、売主は、手付金を返そ

うとしない。当社は折衝に努力したが、もはや交渉の余地はない。」と述べた。業者を文書勧告とした。

22

業者媒介

◆平成一二年八月、業者の媒介で、土地付戸建住宅を依頼した。売買契約の際には、次

の家が決まるまでは引渡しを待つという約束だつたが、待てないとして契約を白紙解約すると言われた。また、媒介契約書に売買価格の記載がないほか、指定流通機構へ登録した

♣業者に事情を聴いたところ、「業法違反については認める。売買契約の解約については、買主にローンの不成立があつたため、白紙解約を申し入れたものである。また、当初口頭ではあつたが、買いの物件の媒介依頼も受けて、業務を進めていたが、突然なかつたことにしてくれといわれて、困惑している。」と述べた。業者を口頭勧告とした。

23

業者媒介

◆平成一二年九月、業者の媒介で、土地付戸建住宅を四、一〇〇万円で購入する契約を締結し、手付金二〇〇万円を支払った。しかし、媒介業者が、購入代金についての融資に関し、買主の持家売却の専任媒介契約書及び売買契約書を買主に無断で作成し、その写しを金融機関へ提出してしまった。業者に預けた、印鑑証明書、住民税決定通知書、源泉徴収票等一切の書類の返却、手付金の返還及び業法違反に対する取締りを望む。

♣業者に事情を聴いたところ、「専任媒介契約書及び売買契約書を買主に無断で作成したのは事実であるが、これはあくまでも銀行への

事前相談時にわかりやすく説明するため、写しを提出したものである。しかし、今後は改める。ローンの不成立については、正式なローン申請書を提出するよう再三連絡をしたにもかかわらず申請されず、買主の母親の反対で契約を解除したいというのが買主の実情である。そのためローン特約には該当しない。買主が謝罪をするのであれば、売主と交渉する。」とのことであつた。この件を買主に伝え、業者と交渉するよう指導したが、交渉は不調の様子である。業者を文書勧告とした。

24

業者売主

◆平成一一年一二月、売主業者から、新築の一戸建住宅を四、九六〇万円で購入し売買契約を締結したが、手付金は契約時とその翌月の二度に分けて支払った。また、金融機関への提出書類に虚偽があり、ローンは不成立となつた。手付金を速やかに返還してほしい。

♣業者に事情を聞いたところ、「手付金の分割受領と保全措置の未実施は認めるが、ローン解約には該当しない。買主にも非を認めてもらいたい、和解したい。」と述べた。業者を指示処